

## 第3章 環境行政の推進

### 1. 成田市環境基本条例

今日の複雑・多様化する環境問題に適切に対応し、市域の自然的社会的条件を活かした環境保全施策の的確かつ効果的な推進を図るために、本市では、1997（平成9）年3月に「成田市環境基本条例」を制定しました。この条例は、「健全で恵み豊かな環境の次世代への継承」、「環境への負荷をできる限り低減し持続的に発展できる社会の構築と環境の保全上の支障の未然防止」、「地域の自然・文化・産業等の調和のとれた快適環境の実現」、「地球環境保全の推進」を基本理念とし、市民、事業者及び市の責務や環境の保全及び創造に関する基本的施策を推進するための、「成田市環境基本計画」の策定等について規定しています。

### 2. 成田市環境基本計画

#### (1) 策定の経緯

1997（平成9）年3月制定の「成田市環境基本条例」では、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「成田市環境基本計画」の策定を定めています。

これに基づき、本市では、2000（平成12）年3月に「成田市環境基本計画」を策定し、環境行政を率先して進めてきました。また、2008（平成20）年3月には、市町合併後の新市における新たな環境施策の方向性や、市民・事業者・市が日常生活や事業活動の中で自主的に環境配慮を進めるための指針などを定めた第2次計画を策定し、2018（平成30）年3月に、環境の保全及び創造に関する長期的な目標と施策の方向性を定め、総合的かつ計画的に施策を実施するため「第3次成田市環境基本計画」を策定しました。その後、計画期間の中間にあたり、2023（令和5）年7月には、国におけるカーボンニュートラル宣言や地球温暖化対策の推進に関する法律の改正、地球温暖化対策計画の改定、本市の地球温暖化に向き合う姿勢を示した「ゼロカーボンシティ宣言」の表明などを踏まえて中間見直しを実施しました。

#### (2) 計画の役割と位置づけ

本計画は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本計画となります。また、2016（平成28）年3月に策定された成田市総合計画「NARITAみらいプラン」の将来都市像の実現を環境面から実現しようとするものです。

本計画の策定においては、国や県の環境基本計画や環境関連法令を踏まえ、本市の関連計画との整合を図りつつ、環境に関する要素を幅広くとらえ、長期的な展望のもとに本市の将来環境像を示し、その実現に向けて個別的施策を実施していくとともに、横断的かつ効果的な取り組みの展開を重点的に進めていきます。

なお、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条の規定に基づく「成田市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」及び気候変動適応法第12条に基づく「成田市気候変動適応計画」は、それぞれ「緩和策」と「適応策」について両輪の関係で取り組むため、本計画に包含し、重点プロジェクトとして定めます。

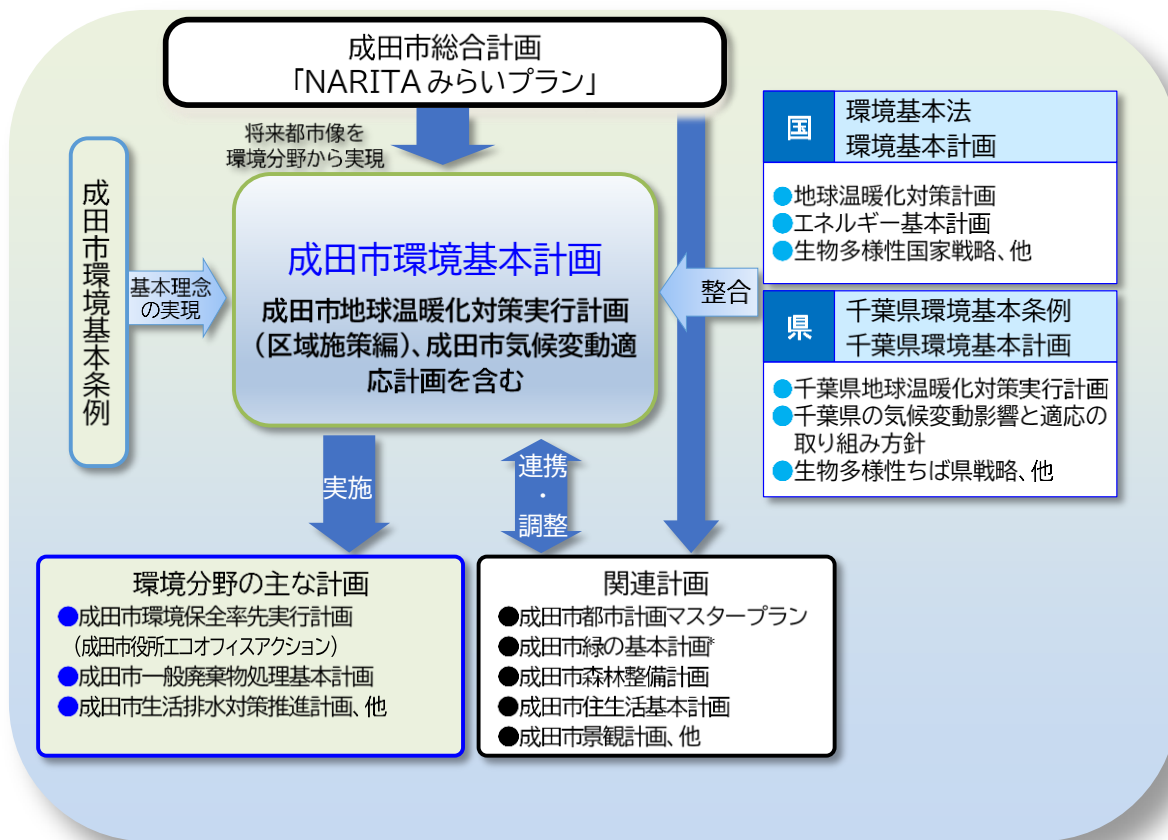


図 1-3-1 環境基本計画の位置づけ

(3) 計画の対象と推進主体

① 計画の対象

本計画における環境の範囲は、本市の環境特性を考慮し、自然環境や地球環境への配慮、生活環境の保全及び都市環境の創造に関する4つの分野を対象にするとともに、環境学習や開発事業等における環境配慮など、環境と関連を持つ分野を対象とします。

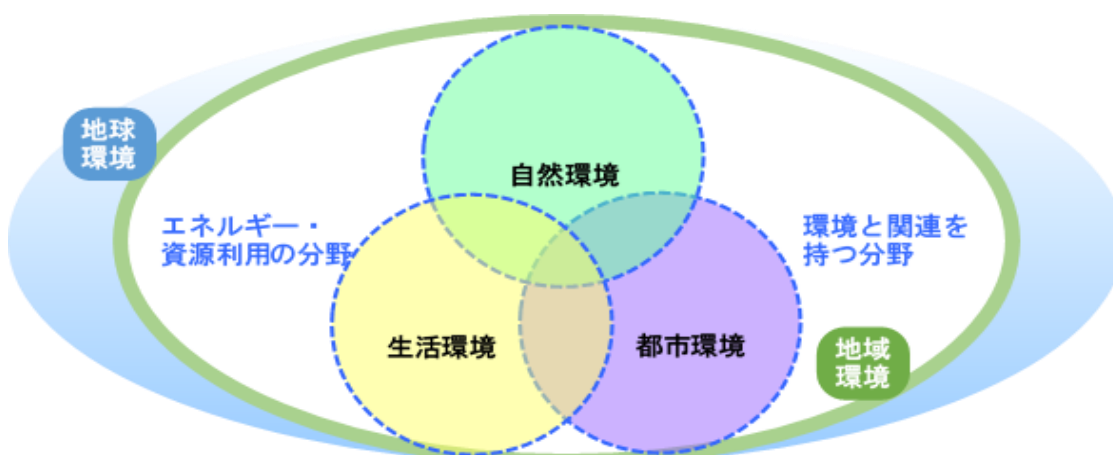


図 1-3-2 成田市環境基本計画で対象とする環境の対象

## ② 計画の推進主体と役割

環境問題は、市だけで解決できる問題ではなく、市民・事業者と共に環境に配慮した取り組みを進めていくことが求められます。

本計画では、環境基本条例に基づき各主体の役割を次のように定め、環境保全等に向けてそれぞれが取り組みを進めていくとともに、協働により環境負荷の少ないまち・持続可能な地域社会づくりを進めます。同時に、ゼロカーボンシティ実現に向けたまちづくりを実現するため、本市の自然環境や産業特性などのポテンシャルを活かして、環境保全を図りつつ、経済と社会の持続的発展に資する取組を進め、環境と経済の好循環づくりを目指します。

なお、本計画では、市内で活動する「市民団体」をはじめ、観光や仕事等で本市を訪れる「滞在者」も市民の役割に準ずるものとします。

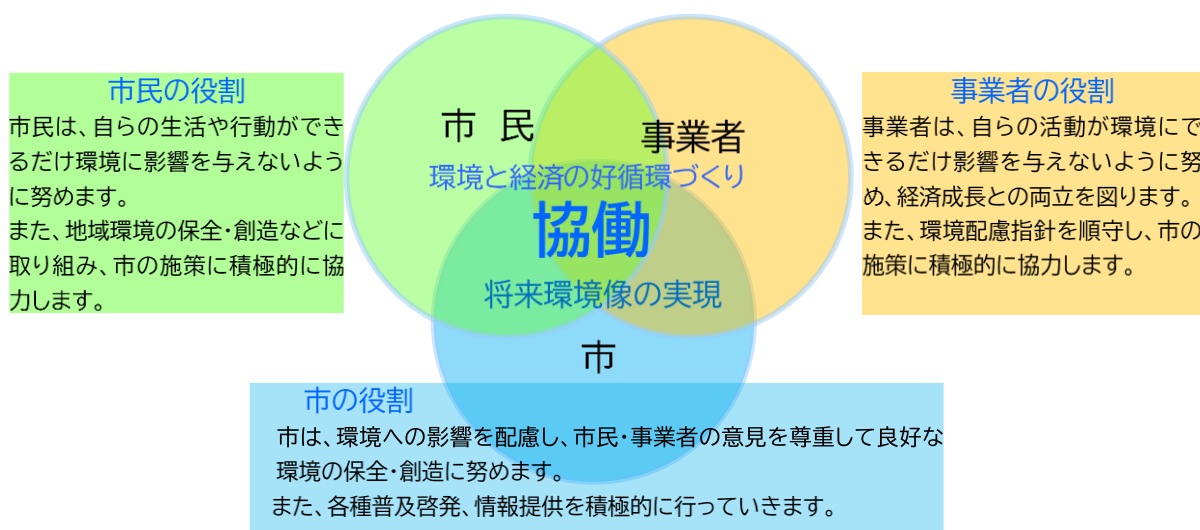


図 1-3-3 成田市環境基本計画で対象とする環境の範囲

## (4) 計画の期間

本計画の目標期間は、2018（平成 30）年度から 2027（令和 9）年度までの 10 年間とし、本計画に内包している、成田市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）、成田市気候変動適応計画については、2030（令和 12）年度を目標年度とします。

計画年度の間にあたる 2023（令和 5）年 7 月に、各施策の実施状況及び社会経済状況、市民・事業者の意向、本市総合計画及び国・県などの関連計画の変化を踏まえ、取り組み内容の見直しを行いました。

## (5) 計画の体系

成田市総合計画「NARITA 未来プラン」の将来都市像とまちづくりの基本姿勢、成田市環境基本条例の基本理念を踏まえ、また、第 2 次基本計画の将来環境像の発展的継承と環境の課題を踏まえ、本市の将来環境像を「地球にやさしい環境交流都市 成田」と掲げています。

その実現に向け、「環境にやさしいまち」「環境にやさしい暮らし」「環境をみんなで守り育てる社会」をつくるの視点から、3 つの基本目標を定め、それぞれの取組を進めていく方向を 7 つの個別目標として定めています。また、環境保全等の取組を効果的に進めていくため 4 つの重点プロジェクトを設定し、市民・事業者の皆様と一緒に取組を進めていきます。

(6) 成田市の将来環境像

成田市総合計画「NARITAみらいプラン」の将来都市像とまちづくりの基本姿勢、成田市環境基本条例の基本理念を踏まえ、また、第2次基本計画の将来環境像の発展的継承と環境の課題を踏まえ、本市の将来環境像を次のように掲げます。

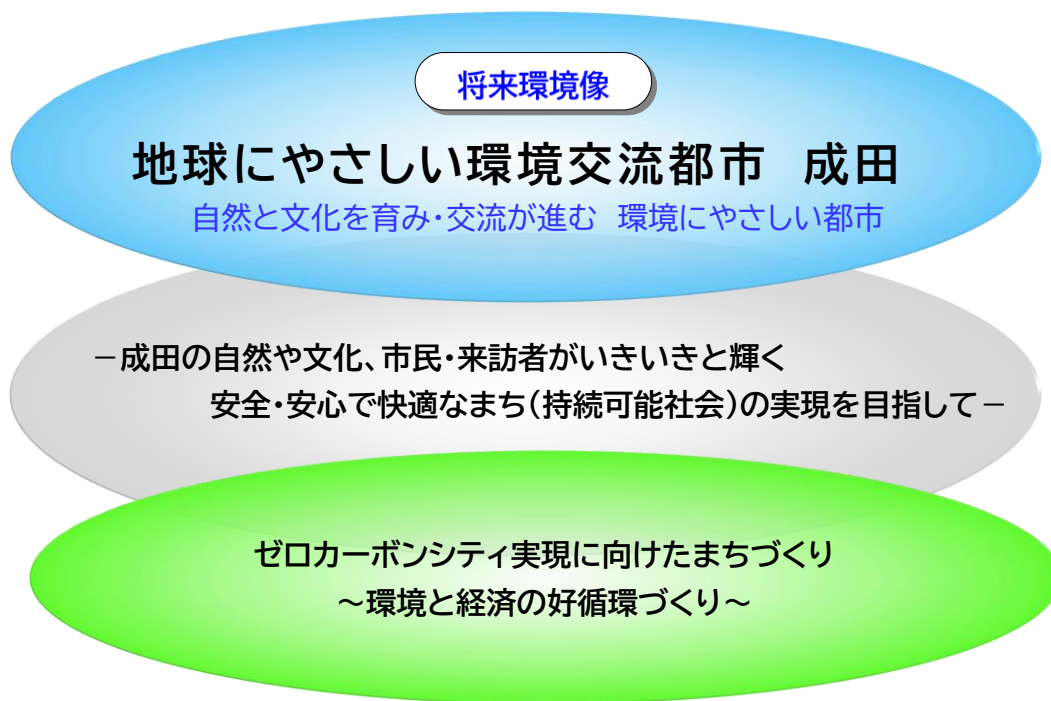


図 1-3-4 成田市の将来環境像

「地球にやさしい環境交流都市 成田」は、第2次基本計画が掲げていた将来環境像「自然と文化を育み 地球にやさしい環境都市 成田」の考えを引き継ぎ、里地里山の自然環境や歴史文化を育み、子どもからお年寄りまで安全・安心して快適に暮らせる環境負荷の少ないまちづくりを進め、環境にやさしい都市として持続可能な社会の形成を目指します。

同時に、本市の自然環境や産業特性などのポテンシャルを活かして、環境保全を図りつつ、経済と社会の持続的発展に資する取組を進め、環境と経済の好循環を生み出し、地球にやさしい環境交流都市の実現を目指します。

### 3. 総合的環境保全施策

#### (1) 条例等

本市は、1972（昭和47）年3月、公害の防止について必要な事項を定めることにより、市民の健康を保護するとともに、生活環境を保全するために「成田市公害防止条例」を制定しました。また、1997（平成9）年3月には、環境の保全及び創造についての基本理念や施策、地球全体の環境保全の推進等を盛り込んだ「成田市環境基本条例」を定めました。この他に環境行政に係る条例として、主に次の条例があります。

- ・ 成田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例
- ・ 成田市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例
- ・ 成田市空き地に係る雑草等の除去に関する条例
- ・ 成田市航空機公害防止条例
- ・ 成田市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止に関する条例
- ・ 成田市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例
- ・ 成田市リサイクルプラザの設置及び管理に関する条例
- ・ 成田市墓地等の経営の許可等に関する条例
- ・ 成田市霊園の設置及び管理に関する条例
- ・ 成田市斎場の設置及び管理に関する条例
- ・ 成田市霊柩車の運行及び祭具の貸出しに関する条例
- ・ 成田市愛玩動物葬祭施設の設置及び管理に関する条例

#### (2) 開発行為等事前協議

成田市開発行為等指導要綱により、適用対象事業を行おうとする事業者は、無秩序な市街化、環境破壊及び災害等を防止し、健康でかつ良好な都市環境を形成するため、都市計画法等を遵守するとともに、その他法令に規定する申請を行う前に、市長と事前協議しなければならないと定めています。

#### (3) その他

##### なりた環境ネットワーク

2008（平成20）年5月20日、「成田の水をきれいにしよう運動推進協議会」及び「空港周辺環境美化協会」を発展統合させた「なりた環境ネットワーク」が設立され、市民・事業者・行政が協働して成田市内の道路や河川等の公共空間における環境整備や環境保全活動を継続して行うことにより、成田市民憲章が提唱する「自然と文化を大切に美しい成田をつくりましょう」の推進に努めています。

主な活動内容とその実施状況（参加人数）は表1-3-1と表1-3-2のとおりです。

表 1-3-1 主な活動内容

	実施時期	内容
空港周辺道路美化活動	5月・12月	なりた環境ネットワークの会員及び市内の事業者などにより、空港に通じる道路（国道295号・国道408号・国道51号）沿いのごみ拾いを行う。
親子見学会	8月	座学と観光船による印旛沼の見学を通し、印旛沼の実情を市民に楽しく学んでもらう。
自然観察会	7月・11月・12月・3月	千葉県自然観察指導員を講師に招いて成田市内で自然観察を行い、市民に身近な自然に触れてもらう。
環境講演会	1月	講師を招き、環境保全に関する講演会を行う。
印旛沼クリーンハイキング	10月	ごみを拾いながら印旛沼の水辺をハイキングする。また、印旛沼に関するクイズ大会などを行う。

表 1-3-2 実施状況（参加人数）の推移

（単位：人）

	2013 (H25) 年度	2014 (H26) 年度	2015 (H27) 年度	2016 (H28) 年度	2017 (H29) 年度	2018 (H30) 年度	2019 (R1) 年度	2020 (R2) 年度	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度
空港周辺道路 美化活動	661	786	877	393 (※2)	374 (※2)	570	266 (※4)	183 (※6)	322 (※10)	417 (※10)
環境学習会	77	73	83	46	26	27	26	— (※7)	12 (※10)	13 (※10)
環境学習会 (自然観察会)	—	—	—	—	77	133	103	— (※7)	55 (※8)	83
環境講演会	187	197	153	150	91	185	338	81 (※8)	142	125
印旛沼クリー ンハイキング	367 (※1)	474	459	540	— (※3)	330	78 (※5)	98 (※9)	224 (※10)	311 (※10)

※1 清掃活動は雨天のため中止

※2 6月は雨天のため中止

※3 悪天候などのため中止

※4 6月・12月は雨天のため中止し、2月に実施

※5 雨天のため中止し、1月に清掃活動のみ実施

※6 6月・12月は新型コロナウイルス感染症の影響により中止し、規模を縮小して2月に実施

※7 新型コロナウイルス感染症の影響により中止

※8 新型コロナウイルス感染症の影響により一部中止

※9 新型コロナウイルス感染症の影響により、清掃活動のみ実施

※10 新型コロナウイルス感染症の影響により、規模を縮小して実施